

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

(令和三年六月二十五日)

(厚生労働省告示第二百五十三号)

改正 令和 三年二月二七日厚生労働省告示第四一七号

同 四年 六月三〇日同 第二二五号

同 六年 一月一五日同 第六号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和三年政令第百十九号)による改正後の租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を次のように定め、令和四年一月一日から適用する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。)とする。

-
- 一 アシクロビル
 - 二 アシタザノラスト
 - 三 L-アスパラギン酸カルシウム
 - 四 アゼラスチン
 - 五 アモロルフィン
 - 六 アルミノプロフェン
 - 七 アンブロキシール
 - 八 イコサペント酸エチル
 - 九 イソコナゾール
 - 十 イソチペンジル(歯痛・歯槽膿漏薬に限る。)
 - 十一 イトプリド
 - 十二 イブプロフェン
 - 十三 イブプロフェンピコノール
 - 十四 インドメタシン
 - 十五 ウフェナマート
 - 十六 エキサラミド
 - 十七 エコナゾール
 - 十八 エバスチン
 - 十九 エピナスチン
 - 二十 エブラジノン
 - 二十一 エメダスチン
 - 二十二 オキシコナゾール
 - 二十三 オキシメタゾリン

- 二十四 オキセサゼイン
- 二十五 カルボシステイン
- 二十六 クロトリマゾール（ちん腔カンジダ治療薬に限る。）
- 二十七 クロモグリク酸
- 二十八 ケトチフェン
- 二十九 ケトプロフェン
- 三十 ゲファルナート
- 三十一 シクロピロクスオラミン
- 三十二 ジクロフェナク
- 三十三 シメチジン
- 三十四 ジメモルファン
- 三十五 スルコナゾール
- 三十六 精製ヒアルロン酸ナトリウム
- 三十七 セチリジン
- 三十八 セトラキサート
- 三十九 ソイステロール
- 四十 ソファルコン
- 四十一 チオコナゾール
- 四十二 チキジウム
- 四十三 チメピジウム
- 四十四 テプレノン
- 四十五 テルビナフィン
- 四十六 トラニラスト

- 四十七 トリアムシノロンアセトニド
- 四十八 トリメブチン
- 四十九 トルシクラート
- 五十 トロキシピド
- 五十一 ナプロキセン
- 五十二 ニコチン
- 五十三 ニザチジン
- 五十四 ネチコナゾール
- 五十五 ピコスルファート
- 五十六 ビソキサチン酢酸エステル
- 五十七 ビダラビン
- 五十八 ヒドロコルチゾン酪酸エステル
- 五十九 ビホナゾール
- 六十 ピレンゼピン
- 六十一 ピロキシカム
- 六十二 ファモチジン
- 六十三 フェキソフェナジン
- 六十四 フェキソフェナジン塩酸塩・塩酸ブソイドエフェドリン（花粉、ハウスダスト（室内塵）などによる鼻のアレルギー症状を緩和することを目的とするものに限る。）
- 六十五 フェルビナク
- 六十六 ブチルスコポラミン
- 六十七 フツ化ナトリウム（洗口液に限る。）

- 六十八 ブテナフィン
六十九 プラノプロフェン
七十 フラボキサート
七十一 フルチカゾンプロピオン酸エステル
七十二 フルニソリド
七十三 プレドニゾロン吉草酸エステル
七十四 プロピベリン
七十五 ブロムヘキシン
七十六 ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
七十七 ベタメタゾン吉草酸エステル
七十八 ヘプロニカート
七十九 ベポタスチン
八十 ペミロラストカリウム
八十一 ポリエチレンスルホン酸
八十二 ポリエンホスファチジルコリン
八十三 ミコナゾール
八十四 メキタジン
八十五 メコバラミン
八十六 ユビデカレノン
八十七 ヨウ素・ポリビニルアルコール（目の殺菌消毒薬に限る。）
八十八 ラニチジン
八十九 ラノコナゾール
九十 ロキサチジン酢酸エステル

- 九十一 ロキソプロフェン
九十二 ロペラミド
九十三 ロラタジン